

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第57号

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例（昭和47年静岡県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(上乗せ排水基準)</p> <p>第3条 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第19号及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第346号）による改正前の政令（以下「改正前の政令」という。）別表第1に掲げる施設のうち1又は2以上の施設（以下「鉱業用施設等」という。）を設置する工場又は事業場（政令別表第1第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第71号の2及び第71号の3に掲げる施設のうち1若しくは2以上の施設（以下「旅館業用施設等」という。）又は政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設のうち1若しくは2以上の施設（以下「冷凍調理食品製造業用施設等」という。）を併置する工場又は事業場及び第8項第2号に掲げる工場又は事業場を除く。）から次の各号に掲げる区域に排出される排水に適用する上乗せ排水基準は、次の各号に掲げるその排水が排出される区域ごとにそれぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(II) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 鉱業用施設等と政令別表第1第66号の2から第66号の7まで、第68号の2及び第71号の</p>	<p>(上乗せ排水基準)</p> <p>第3条 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第19号及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第346号）による改正前の政令（以下「改正前の政令」という。）別表第1に掲げる施設のうち1又は2以上の施設（以下「鉱業用施設等」という。）を設置する工場又は事業場（政令別表第1第66号の3から第66号の8まで、第68号の2、第71号の2及び第71号の3に掲げる施設のうち1若しくは2以上の施設（以下「旅館業用施設等」という。）又は政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設のうち1若しくは2以上の施設（以下「冷凍調理食品製造業用施設等」という。）を併置する工場又は事業場及び第8項第2号に掲げる工場又は事業場を除く。）から次の各号に掲げる区域に排出される排水に適用する上乗せ排水基準は、次の各号に掲げるその排水が排出される区域ごとにそれぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(II) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 鉱業用施設等と政令別表第1第66号の3から第66号の8まで、第68号の2及び第71号の</p>

2に掲げる施設のうち1又は2以上の施設を併置する工場又は事業場（以下この項において「当該工場又は事業場」という。）から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水（以下この項において「当該排出水」という。）に適用する上乗せ排水基準は、第1号に掲げる場合においては第1項上乗せ排水基準（当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている鉱業用施設等のみを設置する工場又は事業場から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。以下この項において同じ。）とし、第2号に掲げる場合においては第2項上乗せ排水基準（当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている旅館業用施設等のみを設置する工場又は事業場から前項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。以下この項において同じ。）とする。

(1)・(2) (略)

4～8 (略)

2に掲げる施設のうち1又は2以上の施設を併置する工場又は事業場（以下この項において「当該工場又は事業場」という。）から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水（以下この項において「当該排出水」という。）に適用する上乗せ排水基準は、第1号に掲げる場合においては第1項上乗せ排水基準（当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている鉱業用施設等のみを設置する工場又は事業場から第1項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。以下この項において同じ。）とし、第2号に掲げる場合においては第2項上乗せ排水基準（当該排出水を当該工場又は事業場に設置されている旅館業用施設等のみを設置する工場又は事業場から前項各号に掲げる区域に排出される排出水とみなした場合において同項の規定によりその排出水に適用することとなる上乗せ排水基準をいう。以下この項において同じ。）とする。

(1)・(2) (略)

4～8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第2中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「洗たく業」を「洗濯業」に改め、同表備考8中「標準活性汚泥法」を「標準活性汚泥法」に改める。

別表第2の2中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に改める。

別表第3中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第4(2)の表中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に改める。

別表第5(1)の表中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「果実かん詰製造業に」を「果実缶詰製造業に」に、「| 3,000 |」を「| 800 |」に改め、同表備考11中「果実かん詰製造業及びその他のかん詰」を

「果実缶詰製造業及びその他の缶詰」に、「果実かん詰及びその他のかん詰」を「果実缶詰及びその他の缶詰」に改め、同表備考12中「果実かん詰製造業及びその他のかん詰」を「果実缶詰製造業及びその他の缶詰」に、「果実かん詰を」を「果実缶詰を」に、「その他のかん詰を製造する」を「その他の缶詰を製造する」に、「果実かん詰及びその他のかん詰」を「果実缶詰及びその他の缶詰」に改める。

別表第6中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「かん詰」を「缶詰」に改める。

別表第7中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「野菜かん詰製造業」を「野菜缶詰製造業」に、「果実かん詰製造業」を「果実缶詰製造業」に改める。

別表第8中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に改める。

別表第9中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第10から別表第11まで及び別表第12(2)の表中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に改める。

別表第13中「別表第1第66号の2」を「別表第1第66号の3」に、「別表第1第66号の3から第66号の7まで」を「別表第1第66号の4から第66号の8まで」に改め、同表備考5中「第66号の2から第66号の7まで」を「第66号の3から第66号の8まで」に改める。

別表第13の2備考5、別表第14備考5、別表第15備考5、別表第16備考5、別表第17備考5、別表第18備考5、別表第19備考5、別表第20備考5、別表第21備考5、別表第21の2備考5、別表第22備考5及び別表第23備考4中「第66号の2から第66号の7まで」を「第66号の3から第66号の8まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正及び別表第13から別表第23までの改正規定は、公布の日から施行する。